

国立大学法人滋賀医科大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,455	12,828	5,242	385 (調整手当)		
理事 (4人)	63,330	44,124	16,633	2,084 (調整手当) 489 (通勤手当)		3月31日1名
監事 (1人)	12,376	9,396	2,537	282 (調整手当) 161 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	960	960	0	0 ( )		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

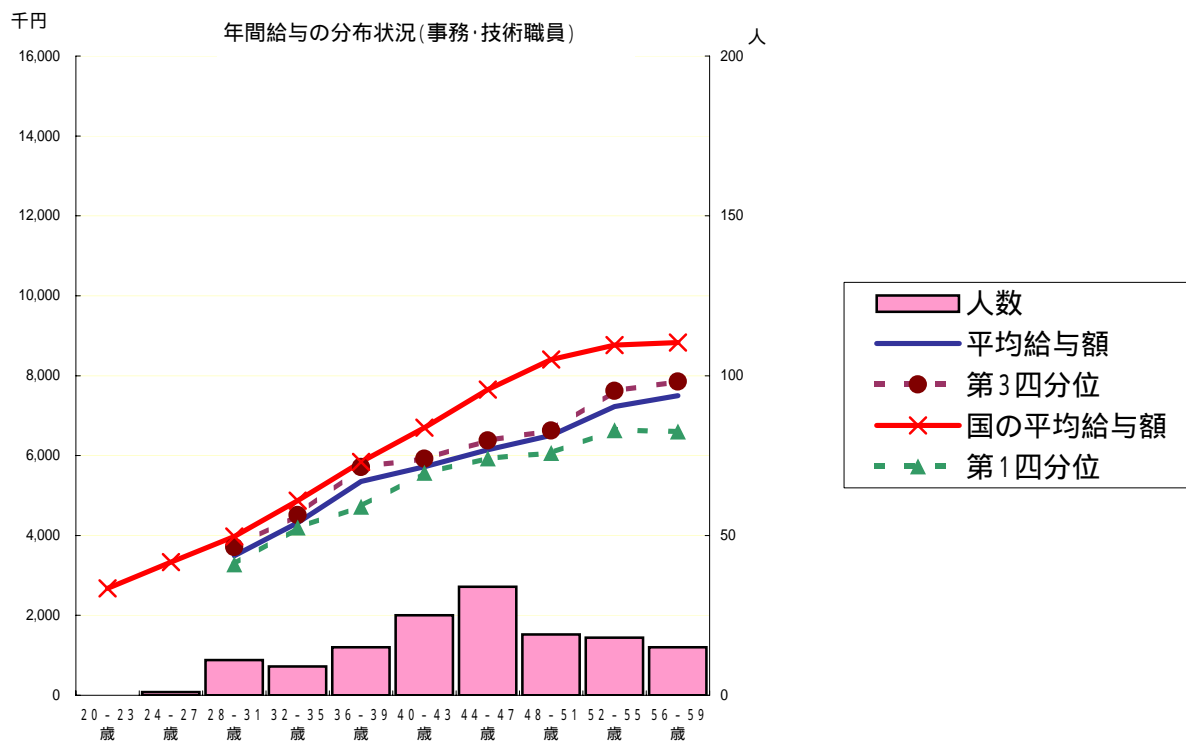
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	671	42.0	6,447	4,708	99	1,739
事務・技術	147	44.9	6,119	4,469	144	1,650
教育職種 (大学教員等)	231	46.6	8,423	6,150	104	2,273
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	201	33.0	4,590	3,347	30	1,243
技能・労務職種	28	48.2	5,448	4,022	175	1,426
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (医療技術職員)	62	44.4	6,305	4,602	155	1,703
その他の医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	4	46.3	8,436	6,126	67	2,310
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	4	46.3	8,436	6,126	67	2,310
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	70	31.3	3,249	3,074	105	175
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	39.5	3,019	2,285	74	734
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	59	30.6	3,031	3,031	94	0
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	31.1	3,624	2,820	220	804
寄附講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

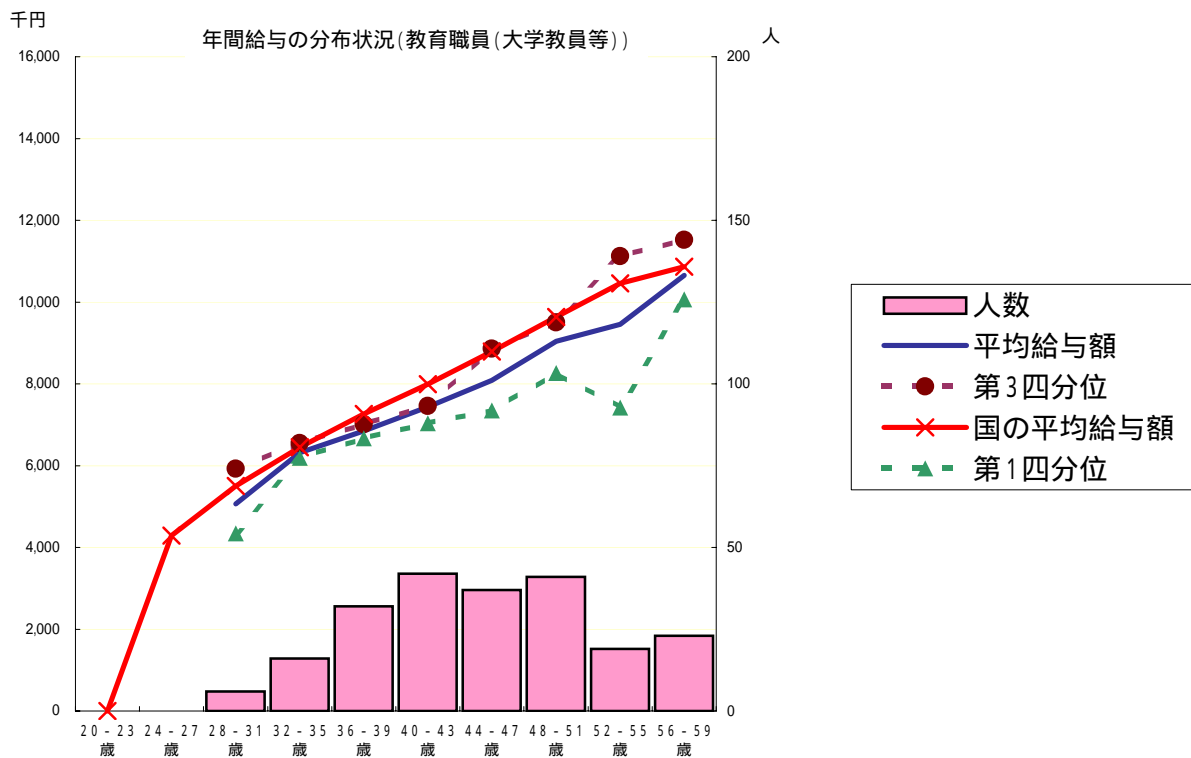
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

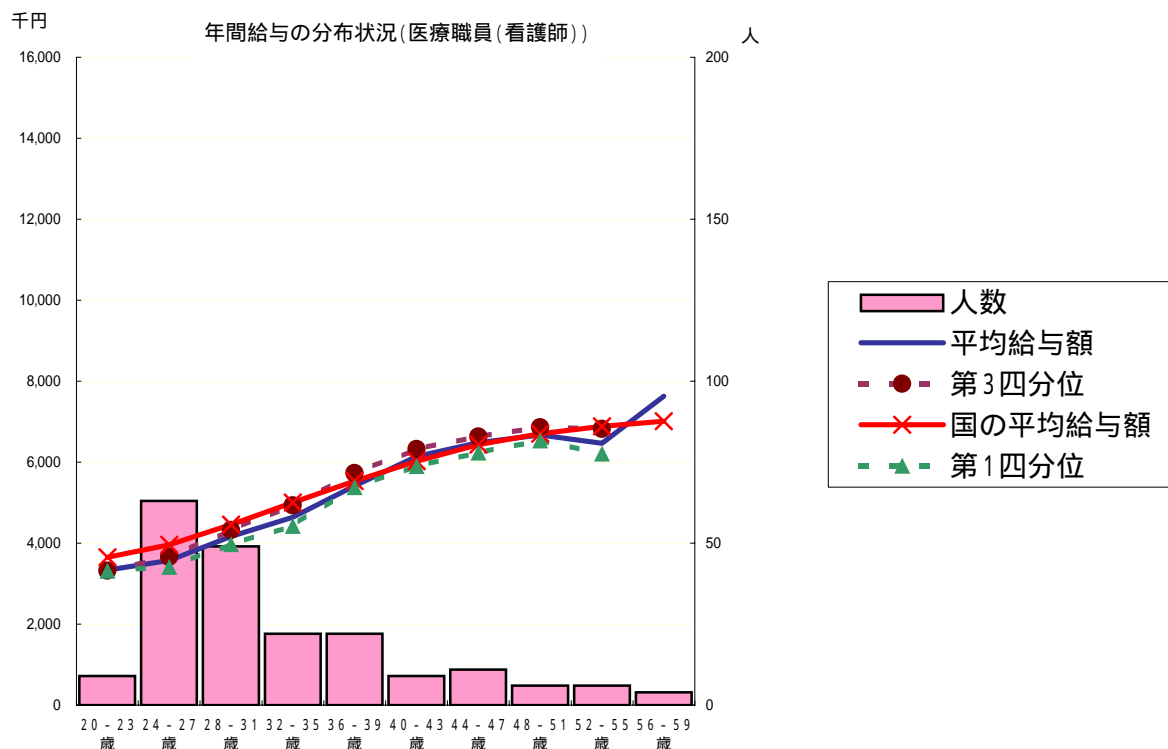
注2: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他の医療職種(看護師)及び非常勤職員の寄附講座教員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



注:年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	2	58.5	-	-	-
課長	6	51.5	7,877	8,389	8,818
課長補佐	9	55.5	7,241	7,423	7,677
係長	59	48.8	6,045	6,428	6,633
主任	48	43.1	5,397	5,663	5,957
係員	23	31.9	3,354	3,873	4,360

注1: 本法人には「本部部長」及び「地方部長」、「本部課長」及び「地方課長」、「本部課長補佐」及び「地方課長補佐」、「本部係長」及び「地方係長」、「本部主任」及び「地方主任」、「本部係員」及び「地方係員」と区別がないため、原則として「本部部長」、「本部課長」、「本部課長補佐」、「本部係長」、「本部主任」、「本部係員」と掲げるところ、「部長」、「課長」、「課長補佐」、「係長」、「係員」を記載した。なお、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注2: 部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	51	56.1	10,576	11,040	11,663
助教授	40	49.5	8,518	9,034	9,505
講師	25	47.3	8,267	8,562	8,959
助手	110	41.0	6,691	6,861	7,258
教務職員	5	45.3	5,780	5,676	6,094

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	58.5	-	-	-
副看護部長	3	44.2	-	6,333	-
看護師長	15	44.8	5,805	6,408	6,865
副看護師長	43	41.6	5,287	5,758	6,334
看護師	139	28.7	3,517	3,913	4,145

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	部長	部長 課長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	147	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	2 (1.4%)	2 (1.4%)	6 (4.1%)	15 (10.2%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ゝ	歳 ゝ	歳 ゝ	歳 ゝ	58 ゝ 39	59 ゝ 52
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 ゝ	千円 ゝ	千円 ゝ	千円 ゝ	千円 6,707 ゝ 4,938	千円 5,690 ゝ 5,014
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 ゝ	千円 ゝ	千円 ゝ	千円 ゝ	千円 8,946 ゝ 6,958	千円 7,854 ゝ 6,964

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		係長 主任	係長 主任	主任 係員	係員	係員
人員 (割合)	(147)	21 (14.3%)	76 (51.7%)	20 (13.6%)	4 (2.7%)	1 (0.7%)
年齢(最高 ~最低)		57 ゝ 46	57 ゝ 36	46 ゝ 28	28 ゝ 28	ゝ
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 5,249 ゝ 4,426	千円 4,804 ゝ 3,103	千円 4,662 ゝ 2,426	千円 2,708 ゝ 2,258	千円 ゝ
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 7,246 ゝ 6,165	千円 6,643 ゝ 4,244	千円 6,394 ゝ 3,332	千円 3,582 ゝ 3,096	千円 ゝ

注:9級、8級及び1級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	231	50 (21.6%)	41 (17.7%)	25 (10.8%)	110 (47.6%)	5 (2.2%)
年齢(最高 ~最低)		63 ~ 43	62 ~ 39	62 ~ 36	58 ~ 28	52 ~ 31
所定内給 与年額(最高 ~最低)		9,021 ~ 6,350	7,344 ~ 5,720	7,168 ~ 5,340	5,747 ~ 2,901	4,495 ~ 3,181
年間給与 額(最高 ~最低)		12,396 ~ 9,060	10,413 ~ 7,961	9,839 ~ 7,081	7,772 ~ 3,989	6,245 ~ 4,341

(医療職員(看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	201	該当者なし ( )%	1 (0.5%)	該当者なし ( )%	15 (7.5%)	46 (22.9%)	139 (69.2%)	該当者なし ( )%
年齢(最高 ~最低)					57 ~ 38	59 ~ 30	55 ~ 23	
所定内給 与年額(最高 ~最低)					5,058 ~ 3,985	5,041 ~ 3,194	4,506 ~ 2,344	
年間給与 額(最高 ~最低)					7,121 ~ 5,541	6,982 ~ 4,326	6,238 ~ 3,193	

注：6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)~最低」以下の事項については記載していない。



賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 67.5	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 32.5	% 34.6
	最高～最低	% 46.1～32.1	% 38.6～29.2	% 42.3～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.6	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.4	% 32.0
	最高～最低	% 36.4～30.7	% 33.3～28.0	% 34.8～29.3

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 69.5	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 30.5	% 32.2
	最高～最低	% 36.2～32.1	% 32.9～29.3	% 34.4～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.6	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.4	% 31.9
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 33.3～28.3	% 34.8～29.6

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.8	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.2	% 32.8
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 33.3～28.9	% 34.8～29.9

注: 医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.2
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	97.0

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))	93.8
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))	92.4

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.8
対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))	97.5

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年 度)	前年度 (平成15年 度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,446,975	6,672,781	225,806 ( 3.38%)	- ( - )
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	7,394,021	7,292,244	101,777 (1.40%)	- ( - )
最広義人件費	8,616,033	8,444,285	171,748 (2.03%)	- ( - )

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

## 報酬・給与の考え方、改定について

### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については本学役員給与規程により「その者の業績に応じ、増額し、又は減額することができる」としているが、平成16年度においては、業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	-	}
理事	{	-	}
理事(非常勤)	{	-	}
監事	{	-	}
監事(非常勤)	{	-	}

### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

大学運営の基本方針と経営収益を考えた効率的な人員配置を行うとともに、経営収益に見合った人件費の設定を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合させるため、人事院勧告を受けて決定される国家公務員の給与水準を十分に考慮することとしている。また、他の国立大学法人の給与水準も参考とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の成績率の判定及び昇給、特別昇給、昇格の実施にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇 給	原則、職員が1年間良好な成績で勤務したとき、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、上位の号俸に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、かつ当法人が定める昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

〔 平成16年度は、改定は行っていない。 〕

法人が必要と認める事項

特になし